

特別養護老人ホーム入所申込者調べ等の結果について(平成20年度)

平成21年3月

健康福祉部 長寿社会室

1 調査方法

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)については、平成14年8月から、施設サービスを受ける必要性が高い入所申込者を優先的に入所させる努力義務が課されました。このため、県・市町・三重県老人福祉施設協会等との協働で「三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針」(以下単に「指針」という。)を策定し、入所申込者の「要介護度」等を点数化することにより、入所における透明性・公平性を確保すべく運用を図ってきました。

また、平成20年9月には、施設利用者の重度者への重点化に対応するため、要介護度4・5の者の点数を引き上げる等の見直しを行いました。

さらに、一部の施設では、入所申込者に関する名簿が適切に更新されていないことが判明したことから、各施設に名簿の整理をお願いしました。

この調査は、当該指針の運用状況、入所申込者の状況等を把握することを目的として、県内の全ての特別養護老人ホームを対象に毎年実施しています。

(1) 対象

特別養護老人ホーム 全111施設

(2) 基準日

平成20年9月1日

(3) 調査内容

入所申込者調べ(平成20年9月1日現在)

入所者調べ(平成19年9月1日から平成20年8月31日まで)

特別養護老人ホーム入所基準見直し等状況調べ

(4) 県内の特別養護老人ホームの設置状況

(単位:箇所、人、%)

圏 域 区 分	県内の施設設置状況 1			65歳以上の高齢者人口 2		高齢者人口 千人当たり 定員数 /
	施設数	定員数		構成比	構成比	
			構成比			
県 計	111	6,577	100.0%	421,467	100.0%	15.61
北 勢	33	2,173	33.0%	159,393	37.8%	13.63
中勢伊賀	33	1,879	28.6%	110,653	26.3%	16.98
南勢志摩	35	2,007	30.5%	123,769	29.4%	16.22
東 紀 州	10	518	7.9%	27,652	6.6%	18.73

四捨五入の関係で整合しない数値があります。(以下の表において同じ)

1 平成20年9月1日現在、指定を受けている県内の特別養護老人ホーム数及び定員数

2 平成19年10月1日現在の65歳以上の人口(三重県政策部統計室人口統計グループ調べ)

2 入所申込者調べの結果

(1) 入所申込者数

県内の入所申込者の延べ人数は28,891人ですが、一人で複数の施設に申込みをする場合があるため、「名寄せ」を行い、実際の申込者数を把握したところ、入所申込者数は15,196人となっています。

また、平成19年度調査と比較すると、489人減少しています。

なお、一人当たり平均申込み施設数は、1.9施設となっています。

(単位:人、%、件)

圏域区分	入所申込延べ人数		入所申込者数 (名寄せ後)		平均申込 施設数 /	平成19年度調査 入所申込者数 (名寄せ後)		前年度調査との増減 -
		構成比		構成比			構成比	
県計	28,891	100.0%	15,196	100.0%	1.90	15,685	100.0%	489
北勢	8,362	28.9%	5,111	33.6%	1.64	5,145	32.8%	34
中勢伊賀	7,687	26.6%	4,577	30.1%	1.68	5,054	32.2%	477
南勢志摩	12,219	42.3%	5,047	33.2%	2.42	4,989	31.8%	58
東紀州	623	2.2%	461	3.0%	1.35	497	3.2%	36

(2) 入所申込者の年齢・性別

入所申込者の年齢については、前期高齢者(65～75歳未満)に比べて後期高齢者(75歳以上)の申込みが多くなっており、特に、90歳以上の者の申込みが多く、4,088人(26.9%)となっています。

男女別では、女性の申込みが10,614人(69.8%)となっています。

[年齢]

(単位:人、%)

圏域区分	65歳未満	65歳以上 70歳未満	70歳以上 75歳未満	75歳以上 80歳未満	80歳以上 85歳未満	85歳以上 90歳未満	90歳以上	未回答 及び不明分	計
県計 (構成比)	304 2.0%	417 2.7%	979 6.4%	2,184 14.4%	3,447 22.7%	3,694 24.3%	4,088 26.9%	83 0.5%	15,196 100.0%
北勢	119	151	325	723	1,102	1,282	1,368	41	5,111
中勢伊賀	92	114	328	656	1,083	1,115	1,170	19	4,577
南勢志摩	87	135	308	750	1,159	1,171	1,417	20	5,047
東紀州	6	17	18	55	103	126	133	3	461

[性別]

(単位:人、%)

圏域区分	男	女	未回答 及び不明分	計
県計 (構成比)	4,576 30.1%	10,614 69.8%	6 0.0%	15,196 100.0%
北勢	1,575	3,536	0	5,111
中勢伊賀	1,430	3,146	1	4,577
南勢志摩	1,447	3,595	5	5,047
東紀州	124	337	0	461

(3) 入所申込者の介護度

入所申込者の介護度については、要介護3が3,784人(24.9%)と最も多く、次いで、要介護4の3,620人(23.8%)となっています。

また、要介護2以下の軽度の者が、全体の31.5%を占めており、予約的に入所申込みを行っている実態が見られます。

(単位:人、%)

圏域区分	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援、未回答及び不明分	計
(入所基準点数)	40点	40点	20点	10点	5点	0点	
県計	2,485	3,620	3,784	2,735	2,048	524	15,196
(構成比)	16.4%	23.8%	24.9%	18.0%	13.5%	3.4%	100.0%
北勢	786	1,113	1,280	904	748	280	5,111
中勢伊賀	762	1,137	1,080	822	641	135	4,577
南勢志摩	897	1,271	1,269	907	610	93	5,047
東紀州	40	99	155	102	49	16	461

(4) 入所申込者の居住状況

入所申込者の居住状況については、「自宅」が7,169人(47.2%)と最も多く、次いで、「病院」が3,576人(23.5%)、「介護老人保健施設」が2,864人(18.8%)となっています。

(単位:人、%)

圏域区分	自宅	老健施設	病院	グループホーム等	養護老人ホーム等	その他特養等	計
(入所基準点数)	10~30点	20点	20点	10~30点	20点	0点	
県計	7,169	2,864	3,576	1,165	197	225	15,196
(構成比)	47.2%	18.8%	23.5%	7.7%	1.3%	1.5%	100.0%
北勢	2,368	888	1,380	393	40	42	5,111
中勢伊賀	2,128	896	1,091	366	57	39	4,577
南勢志摩	2,422	1,002	1,040	366	88	129	5,047
東紀州	251	78	65	40	12	15	461

注1 自宅の場合は、居宅サービスの利用状況に応じた加点(10~30点)となります。

注2 「老健施設」とは、介護老人保健施設です。

注3 「病院」欄には、診療所や介護療養型医療施設も含まれています。

注4 「グループホーム等」欄は、認知症高齢者グループホーム、ケアハウス、有料老人ホームの入所者で、20点になります。特定施設入居者生活介護の指定を受けていないケアハウス、有料老人ホームについては居宅サービスの利用状況に応じた加点(10~30点)となります。

注5 「養護老人ホーム等」欄は、養護老人ホーム、身体障害者療養施設の入所者です。

(5) 居宅サービスの利用状況

(4)において「自宅」と回答した者のうち居宅サービスの利用状況については、利用上限単位数(平均)の「6割以上」が3,549人(49.5%)と最も多く、次いで、「4割未満」の2,443人(34.1%)となっています。

なお、この「4割未満」には利用していない場合や不明分等も含まれます。

(単位:人、%)

圏域区分	6割以上	4割以上6割未満	4割未満	計
(入所基準点数)	30点	20点	10点	
県計	3,549	1,177	2,443	7,169
(構成比)	49.5%	16.4%	34.1%	100.0%
北勢	1,029	458	881	2,368
中勢伊賀	1,143	361	624	2,128
南勢志摩	1,173	343	906	2,422
東紀州	204	15	32	251

(6) 入所申込者の家族状況

入所申込者の家族状況については、「介護者が就業中等の世帯」が5,802人(38.2%)と最も多く、次いで、「高齢者夫婦のみの世帯」が4,653人(30.6%)となっています。

(単位:人、%)

圏域区分	単身世帯	高齢者夫婦のみの世帯	介護者が就業中等の世帯	未回答及び不明分	計
(入所基準点数)	30点	20点	10点	-	
県計 (構成比)	4,193 27.6%	4,653 30.6%	5,802 38.2%	548 3.6%	15,196 100.0%
北勢	1,133	1,338	2,218	422	5,111
中勢伊賀	1,316	1,625	1,607	29	4,577
南勢志摩	1,536	1,569	1,866	76	5,047
東紀州	208	121	111	21	461

(7) 指針に定めた入所基準点数の状況

指針においては、「要介護度」等を点数化し、その点数が80点以上の場合は入所順位を上位として順位付けることとしています。指針で定めた点数を当てはめると、「70～80点未満」が3,642人(24.0%)と最も多く、「80～90点未満」「90～100点未満」「100点」を合わせると、4,865人(32.0%)となっています。

(単位:人、%)

圏域区分	100点	90点以上 100点未満	80点以上 90点未満	70点以上 80点未満	60点以上 70点未満	50点以上 60点未満	50点未満	計
県計 (構成比)	254 1.7%	1,610 10.6%	3,001 19.7%	3,642 24.0%	2,431 16.0%	1,864 12.3%	2,394 15.8%	15,196 100.0%
北勢	59	408	854	1,236	852	631	1,071	5,111
中勢伊賀	67	544	1,034	1,097	695	516	624	4,577
南勢志摩	106	584	1,011	1,212	811	672	651	5,047
東紀州	22	74	102	97	73	45	48	461

(8) 追跡調査について

指針においては、原則1年ごとの入所基準点数の見直しと原則6ヶ月ごとの入所順位名簿の見直しなどの運用を求めているものの、一部の施設において適正な名簿の管理が行われていないのが現状です。

このため、市町と連携して、4,865人に限って、被保険者の管理台帳及び給付実績から、「入所申込者の生存状況」及び「他の特別養護老人ホームへの入所状況」を確認しました。

その結果、既に「死亡している者」が633人、既に「他の特別養護老人ホームに入所している者」が390人いることが判明しました。

(単位:人、%)

対象者数	死亡者	既に他の特養へ入所した者	転出者	(+ +)
4,865	633	390	194	3,648
	13.0%	8.0%	4.0%	75.0%

保険者の被保険者台帳に名前が無かった者も含む

さらに、この3,648人を要介護度別にみると、要介護度4・5の重度者が2,796人となり、全体の76.6%を占めています。

(単位:人、%)

区分	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	計
県計	1,052	1,744	730	122	3,648
(構成比)	28.8%	47.8%	20.0%	3.3%	100.0%

また、この3,648人のうち自宅で待機している者は、1,862人であり、そのうち「単身世帯」は564人(30.3%)、「高齢者夫婦のみの世帯」は841人(45.2%)となります。

(単位:人、%)

区分	自宅	老健施設	病院	グループホーム等	養護老人ホーム等	計
県計	1,862	672	789	265	60	3,648
(構成比)	51.0%	18.4%	21.6%	7.3%	1.6%	100.0%



(単位:人、%)

区分	単身世帯	高齢者夫婦のみの世帯	その他の世帯	計
県計	564	841	457	1,862
(構成比)	30.3%	45.2%	24.5%	100.0%

3 入所者調べの結果(H19. 9. 1～H20. 8. 31の入所状況)

111施設からの報告を積み上げると1年間の入所者数は1,679人であり、その内、行政による「措置入所」が10人となっています。

なお、平成19年度の入所者数1,882人と比べると、平成20年度は203人減少しています。

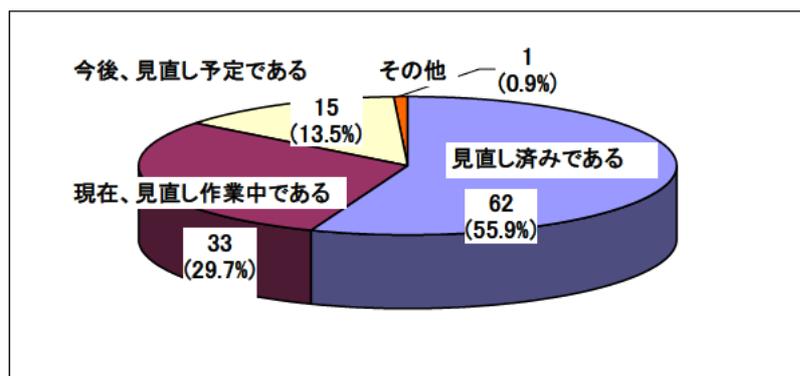
(単位:人、%)

圏域 区分	入所者数		うち、措置入所	
	人数	構成比	人数	構成比
県計① (平成20年度)	1,679	100.0%	10	0.6%
北勢	624	37.2%	0	0.0%
中勢伊賀	478	28.5%	6	0.4%
南勢志摩	426	25.4%	2	0.1%
東紀州	151	9.0%	2	0.1%
県計② (平成19年度)	1,882	100.0%	2	0.1%
平成19年度 からの増減 (①-②)	▲ 203		8	

4 特別養護老人ホーム入所基準見直し等調べの結果

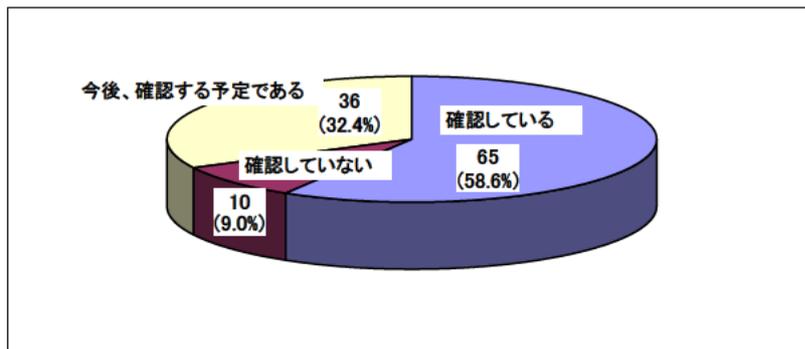
平成20年4月に行った特別養護老人ホーム入所基準策定指針見直しに関して、アンケート形式で各施設における対応状況の調査を実施した結果は次のとおりでした。

- (1) 改正後の入所基準策定指針に基づき、貴施設の入所基準の見直しはお済みですか
 入所基準の見直しは55.9%の施設で実施済みであり、「現在、見直し作業中である」「今後、見直し予定である」を合わせると99.1%となり、ほとんどの施設で見直しが行われています。



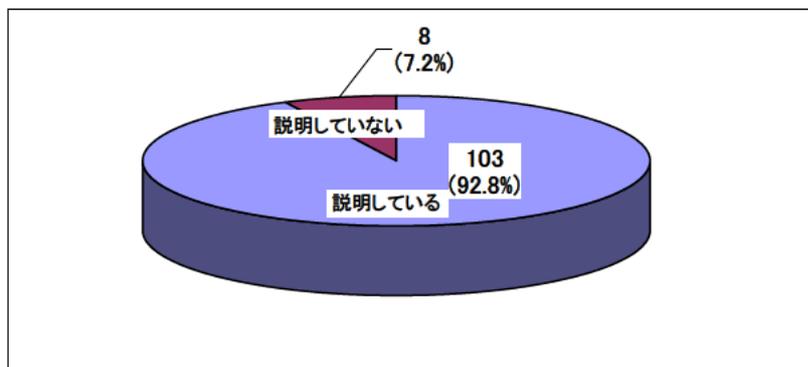
(2) 入所申込の際に、介護支援専門員等の意見を確認していますか

今回の見直しで入所申込の際に介護支援専門員等の意見を確認することになったことを受け、「確認している」施設は、「今後、確認する予定である」をあわせると91.0%にのびります。また、「確認していない」施設には必要に応じて実施しているところなども含まれています。



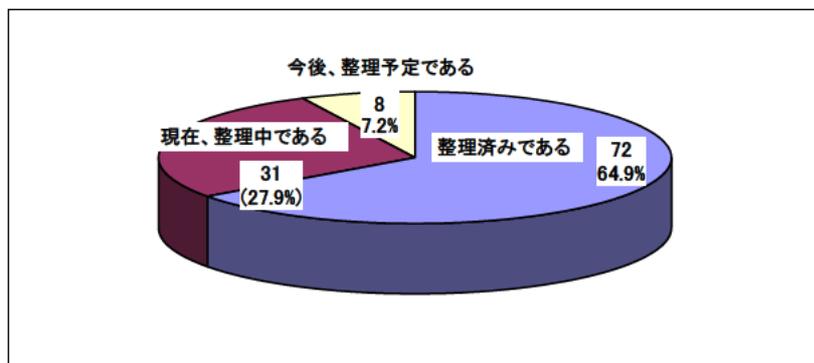
(3) 入所申込者に対して、死亡時など当該施設に入所が不要となった場合に申込みの取消の手続きが必要であることを説明していますか

入所申込者に申込みの取消の手続きが必要であることを「説明している」が92.8%となっており、「説明していない」施設も介護支援専門員を通じた申込みのため、直接、施設が申込者に説明していないケースがほとんどとなっています。



(4) 県から提供した死亡者や他の施設に入所した方のリストを基に、その方々を待機者名簿から除くなど、名簿の整理はお済みですか

県の情報提供に基づき、待機者名簿が「整理済みである」と答えた施設は64.9%で、「現在、整理中である」、「今後、整理予定である」をあわせると100%になります。



今年度の追跡調査でも、いまだ1,000人を超える死亡者や他の施設に入所済みの者が名簿に掲載されていることが判明しました。

今後とも、各施設に対して名簿の適正管理を指導していきます。

(参考)

三重県特別養護老人ホーム入所基準策定指針に定める 入所基準点数の算定方法

要介護度など3項目を点数化し、最高は100点としています。

例えば、「要介護5」、「在宅で居宅サービス利用割合6割」、「単身世帯」の
場合は、100点となります。

項目	調査結果		入所基準点数
本人の状況	要介護度	要介護5	40
		要介護4	40
		要介護3	20
		要介護2	10
		要介護1	5
	認知症	認知症による不適応行動あり(要介護1～3の場合のみ加算)	10
介護の必要性 (①、②のいずれか)	①要介護1～5の利用上限単位数 平均に対する居宅サービス利用割合	6割以上	30
		4割以上6割未満	20
		4割未満	10
	②特養以外の指針に定める施設に入所(入院)		20
家族等介護者の 状況	単身世帯		30
	高齢者世帯、介護者が虚弱等		20
	介護者が就業中・複数の人を介護している等		10